

パーチェット病友の会規約

第1条 名称をパーチェット病友の会と称し（以下本会と称す）、事務局を東京都におく。

第2条 本会の趣旨に賛同し、所定の手続に依って入会する者を会員とする。

第3条 本会の目的

1. パーチェット病についての正しい知識を高め、明るい療養生活を送る
2. 会員相互の親睦をはかる
3. パーチェット病の原因究明と治療法の確立並びにリハビリテーション対策を促進する

第4条 本会に次の役員を置く。

会 長	1 名	副会長	2 名
運営委員（会計を含む）		若 干 名	
顧 問		若 干 名	

但し、各地域に支部を置くことができる。

第5条 会長は総会において選出する。

その他の役員は会長が任命する。

役員の任期は2カ年とし、重任を妨げない。

第6条 本会の会議は総会と運営委員会とし、会長がこれを招集する。

規約の決定および変更、予算の決定および決算の報告は、総会で承認されなければならない。

第7条 総会および運営委員会の議事は、出席者の過半数をもってこれを決定し、可否同数のときは議長の決定による。

第8条 本会の運営に必要な経費は会費、寄附金、その他の収入をもってあてる。

第9条 会費は一年一口100円以上とする。

第10条 本会の会計年度は4月1日より翌年3月31日までとする。

附則 本規約は昭和45年6月7日をもって発効する。